

第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画

（デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等）

第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 三 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 四 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 五 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 六 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 七 経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 八 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 九 生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十一 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十二 公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十三 特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十四 サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
 - 十五 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項
- 3 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かななければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7・8 （略）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号)(抄)

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等

(情報システム整備計画)

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)(抄)

第二章 官民データ活用推進基本計画

(官民データ活用推進基本計画等)

第八条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
 - 三 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
 - 四 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 3 官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、官民データ活用推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。
- 8 政府は、官民データ活用推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。